

(高度化、新事業開拓促進及び指導研修勘定)  
(高度化融資経理)

### 36. リスク管理債権

	平成16年度
破綻先債権額 (A)	28,440,930,276 円
うち6か月以上延滞債権額 (B)	25,620,888,276 円
延滞債権額 (C)	40,664,529,313 円
3か月以上延滞債権額 (D)	985,160,900 円
貸出条件緩和債権額 (E)	137,137,884,000 円
合計(F)=(A)+(C)+(D)+(E)	207,228,504,489 円
総貸付金残高 (G)	759,054,598,320 円
比率 (F)/(G) × 100	27.30%

- (注) 1. 破綻先債権額 (A)  
会社更生開始、民事再生開始、破産、和議開始、整理・特別清算開始の申立てがあった債務者及び手形交換所で取引停止処分を受けた債務者に対する貸付金残高である。  
なお、弁済期限を6か月以上経過して延滞となっている貸付金の残高である6か月以上延滞債権額 (B) を含む。
2. 延滞債権額 (C)  
弁済期限を6か月以上経過して延滞となっている貸付金残高で、破綻先債権額 (A) に該当しないものである。
3. 3か月以上延滞債権額 (D)  
弁済期限を3か月以上経過して延滞となっている貸付金残高で、破綻先債権額 (A) 及び延滞債権額 (C) に該当しないものである。
4. 貸出条件緩和債権額 (E)  
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、元本の返済猶予等をした貸付金で、破綻先債権額 (A)、延滞債権額 (C) 及び3か月以上延滞債権額 (D) に該当しないものである。
5. 高度化融資事業は、都道府県に対し当該事業に必要な資金の一部を貸し付ける形態が大部分 (総貸付残高の92.8%) である。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額には、債務の実質的負担者である組合員企業の一部が延滞等しても、組合に対する債権残高全額が計上されており、正常償還をしている組合員企業の償還期日未到来の債権が含まれている。
7. 貸出条件緩和債権額には、政策的に貸出条件の緩和を実施した設備共同廃棄事業は含まれていない。